

令和 7 年度(2025 年度)奨学生出願のしおり

公益財団法人山口県ひとづくり財団 奨学センター

山口県ひとづくり財団は、将来、社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質を有しながら、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金の貸与を行っています。

令和 7 年度奨学生を次のとおり募集します。

〈奨学生出願の資格〉

- 1 保護者等が山口県内に住所を有しており、高等学校等（定時制・通信制を含む高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専攻科、高等学校専攻科、専修学校高等課程及び高等専門学校を含む。以下、高等学校等という。）、大学（短期大学を含み、大学院を除く。）及び県内の専修学校専門課程等に在学している者
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる者
- 3 （独）日本学生支援機構やその他の団体の貸与型の奨学生でない者

〈貸与月額・募集期間・貸与期間〉

	区 分			貸与月額	募集期間	貸与期間
高 等 学 校	国 公 立	一 般	一 般	18,000	令和 7 年 4 月 8 日 ～ 4 月 30 日	正 規 の 修 業 期 間 （ 4 月 分 か ら 貸 与 ）
			寮・下宿	24,000		
		離 島	一 般	24,000		
			寮・下宿	29,000		
		遠 距 離 ①		24,000		
		遠 距 離 ②		30,000		
	私 立	一 般	一 般	30,000		
			寮・下宿	35,000		
		離 島	一 般	36,000		
			寮・下宿	41,000		
		遠 距 離 ①		35,000		
		遠 距 離 ②		41,000		
大 学	国 公 立 (短大を含む)	1～6 年次生		43,000 (定住加算有+20,000)	令和 7 年 4 月 8 日 ～ 5 月 9 日	
	私 立	1～6 年次生		52,000 (定住加算有+20,000)		
	私立短大	1～3 年次生		51,000 (定住加算有+20,000)		
専 修 学 校 (専門課程等)	国 公 立	1～3 年次生		63,000		
	私 立	1～4 年次生		71,000		

- 注 1 離島在住で奨学金の貸与を受ける奨学生（高等学校等）のうち、本土の高等学校等への進学に必要な経費（渡船料・家賃）に対し、国及び地方公共団体から補助金を受給される場合、区分は「離島」ではなく「一般」を適用するものとします。
- 2 遠距離①とは、1 か月あたりの定期券運賃の合計金額が 10,000 円を超える場合、遠距離②とは、同じく 20,000 円を超える場合です。
- 3 大学で定住促進奨学金を希望する人は別紙「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について」を参照してください。
- 4 専修学校専門課程等の在学者は、別紙「専修学校（専門課程等）定住促進奨学金貸与制度について」を参照してください。
- 5 学校への書類提出締切は、募集期間最終日より早くなることがあります。各学校に確認してください。

〈出願の手順〉

出願に必要な書類は次のとおりです。在学する学校を経由して提出してください。

書類 1 ～ 5 の様式については、学校へ申し出てください。

1 山口県ひとづくり財団奨学生願書

家庭状況欄には本人を含め家族全員について記入してください。

2 山口県ひとづくり財団奨学生推薦調書

在学している学校において作成します。学校が推薦調書を作成する上で、成績証明書等が必要となる場合があります。学校の指示に従ってください。

3 通学定期券（コピー）貼付シート（高校生で遠距離①②の出願者のみ）

4 作文（高校生のみ）

「私の学校生活」「私の将来」等、奨学金出願に関する作文原稿用紙（1 枚程度）に本人が記述してください。

5 承諾書（高校生のみ）

6 最新（令和 6 年度（令和 5 年分））の課税証明書

発行 3 か月以内の生計維持者全員分（住民税課税標準額及び市町村民税調整控除額の記載されているもの）を提出してください。

※生計維持者とは、生徒・学生の学費や生活費を負担する人であり、原則出願者の父母（父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。

※別紙「生計維持者について」「課税証明書の提出が必要な生計維持者の方へ」を確認してください。

7 住民票

発行 3 か月以内の家族全員分（本籍・個人番号の記載されていないもの）を提出してください。

※保護者等が外国籍の場合、永住者であることが分かるよう在留資格欄の表示が必要です。

〈所得の基準〉

別紙「所得基準について」を確認してください。

〈採否の決定通知と誓約書及び奨学金借用証書の提出〉

- ・ 奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、採否の結果については在学する学校を経由して高等学校等は 6 月、大学等は 7 月に通知する予定です。
- ・ 採用決定の通知を受けた後、「誓約書」及び「奨学金借用証書」を作成し、定められた日（別途通知）までに提出してください。
- ・ 「奨学金借用証書」には連帯保証人 2 人を記入してください。1 人は保護者等、他の 1 人は別世帯、ともに有職者（独立して生計を営む収入のある人）で、返還に責任を負うことができる 65 歳以下の成人とし、印鑑登録証明書を添付してください。

連帯保証人となる者の注意点は以下のとおりです。

- （1）父と母の 2 人で連帯保証人になることはできません。
- （2）破産者、生活保護受給者は連帯保証人になることはできません。
- （3）連帯保証人は、返還について債務者と同様の義務を負うことから、本財団の奨学金の貸与を受け返還を完了していない奨学生本人は、連帯保証人になることはできません。
- （4）連帯保証人が外国籍の場合は、永住者であることが確認できるものがが必要です。

〈奨学金の貸与〉

- 1 奨学金は直接各奨学生の個人口座に振り込みます。
- 2 日本学生支援機構など他の奨学生（貸与型）に採用されたとき又は本財団の奨学生を辞退したときは貸与を終了し、休学したときは休止します。
- 3 学業成績や素行が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったときは貸与を廃止します。
- 4 保護者等が山口県に住所を有しなくなったときは、貸与を終了します。

送金日 月分	高 等 学 校		大学・専修学校		備 考
	新規採用者	継続者	新規採用者	継続者	
4 月	(4～7月分) 7月25日	(4・5月分) 5月25日	(4～8月分) 8月下旬予定	(4・5月分) 5月25日	送金日が土・日曜日・祝日で金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
5 月		毎月15日		毎月15日	
6 月					
7 月					
8 月	毎月15日				
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月	(1～3月分) 1月15日				
2 月			(2・3月分) 2月15日		
3 月					

〈奨学金の返還〉

- 奨学金は学資として貸与されるもので、貸与終了(卒業・辞退等)後は必ず返還しなければなりません。
貸与を受けた奨学金は、貸与終了時に奨学金返還計画書を作成し、計画に従って返還してください。
なお、定められた返還期限までは無利息です。
- 返還方法及び返還期間
貸与を受けた奨学生は、貸与終了後6か月据え置いてから、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で、貸与された金額を返還することになります。(4頁参照)
(1) 高等学校等で貸与を受けた人は、貸与期間の3倍の期間内、大学等で貸与を受けた人は貸与期間の4倍の期間(定住促進奨学金貸与者は貸与期間の4倍の期間と20年のいずれか長い方の期間)内で返還することになります。
(2) 高等学校等から大学等まで継続して貸与を受けた人は、大学等の返還期間に高等学校等の貸与期間を加えた期間内で返還することになります。
- 返還猶予
次のいずれかに該当するときは、願い出により奨学金の返還を猶予することができます。
(1) 奨学生であった人が上級学校へ進学したとき
(2) 本人及び連帯保証人の全員が、災害、疾病その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき
- 延滞利息
返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了していないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、残元金に対して年5.0%の延滞利息を徴収します。

奨学金は、貸与終了後に責任をもって返還しなければなりません。
返還金は、直ちに後輩の奨学金として活用されます。
返還について十分考慮のうえ出願してください。

- ※ 特別な事情の場合、年間を通して緊急採用の制度があります。
- ※ 願書等の情報については、奨学事業以外には使用しません。
- ※ 出願の方法について不明な点がございましたら、学校又は直接奨学センターに問い合わせてください。

〒753-0072 山口市大手町2番18号 山口県教育会館内
 公益財団法人 山口県ひとづくり財団奨学センター
 ☎(083)933-4770 (平日 8:30~17:00)

参考 〈返還の目安〉※最長の期間を月賦返還した場合(端数初回調整)

【高等学校等】 返還期間＝貸与期間×3 倍

		1 年貸与	2 年貸与	3 年貸与	4 年貸与	5 年貸与
貸与月額	返還回数	36 回	72 回	108 回	144 回	180 回
18,000	貸与総額	216,000	432,000	648,000	864,000	1,080,000
	初 回	6,000				
	2 回目～					
24,000	貸与総額	288,000	576,000	864,000	1,152,000	1,440,000
	初 回	8,000				
	2 回目～					
29,000	貸与総額	348,000	696,000	1,044,000	1,392,000	1,740,000
	初 回	12,000	14,400	16,800	19,200	21,600
	2 回目～	9,600				
30,000	貸与総額	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000
	初 回	10,000				
	2 回目～					
35,000	貸与総額	420,000	840,000	1,260,000	1,680,000	2,100,000
	初 回	14,000	16,400	18,800	21,200	23,600
	2 回目～	11,600				
36,000	貸与総額	432,000	864,000	1,296,000	1,728,000	2,160,000
	初 回	12,000				
	2 回目～					
41,000	貸与総額	492,000	984,000	1,476,000	1,968,000	2,460,000
	初 回	16,000	18,400	20,800	23,200	25,600
	2 回目～	13,600				

【大学・短大(一般分のみ)】 返還期間＝貸与期間×4 倍

		1 年貸与	2 年貸与	3 年貸与	4 年貸与	5 年貸与	6 年貸与
貸与月額	返還回数	48 回	96 回	144 回	192 回	240 回	288 回
43,000	貸与総額	516,000	1,032,000	1,548,000	2,064,000	2,580,000	3,096,000
	初 回	13,100	15,500	17,900	20,300	22,700	25,100
	2 回目～	10,700					
52,000	貸与総額	624,000	1,248,000	1,872,000	2,496,000	3,120,000	3,744,000
	初 回	13,000					
	2 回目～						
51,000	貸与総額	612,000	1,224,000	1,836,000			
	初 回	15,100	17,500	19,900			
	2 回目～	12,700					

【大学・短大(定住加算有)・専修学校】 返還期間＝貸与期間×4 倍と 20 年のいずれか長い方

		1 年貸与	2 年貸与	3 年貸与	4 年貸与	5 年貸与	6 年貸与		
貸与月額	返還回数	240 回					288 回		
63,000	貸与総額	756,000	1,512,000	2,268,000	3,024,000	3,780,000	4,536,000		
	初 回	15,100	6,300	21,400	12,600	27,700	30,100		
	2 回目～	3,100		9,400		15,700	15,700		
72,000	貸与総額	864,000	1,728,000	2,592,000	3,456,000	4,320,000	5,184,000		
	初 回	3,600	7,200	10,800	14,400	18,000	18,000		
	2 回目～								
71,000	貸与総額	852,000	1,704,000	2,556,000	3,408,000				
	初 回	15,500	7,100	22,600	14,200				
	2 回目～	3,500		10,600					

※ 高等学校等と大学等の両方貸与を受けた場合、貸与額を合算し、大学等の返還期間に高等学校等の貸与期間を加えた期間で返還

所得基準について

以下の[算定方式]で算出した生計維持者の貸与額算定基準額が227,280円以下であれば、所得基準を満たします。

〔 生計維持者とは、原則出願者の父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。（詳細は別紙「生計維持者について」を確認してください。） 〕

[算定方式]

$$\begin{aligned} \text{貸与額算定基準額} = & (\text{課税標準額})^{[*1]} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額})^{[*2]} \\ & - (\text{多子控除})^{[*3]} - (\text{ひとり親控除})^{[*4]} - (\text{私立自宅外控除})^{[*5]} \end{aligned}$$

《 注 》

【*1】(課税標準額)

住民税の課税情報（課税証明書等）で確認します。
生計維持者が2名となる場合は2名の合計額となります。

【*2】(市町村民税調整控除額)

住民税の課税情報（課税証明書等）で確認します。
生計維持者が2名となる場合は2名の合計額となります。

【*3】(多子控除)

生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

[例] 生計維持者が「出願者」と「中学1年生の弟」、「小学5年生の妹」、「小学3年生の弟」の4人を扶養している場合の控除額は
(4-2)人×40,000円=80,000円となります。

【*4】(ひとり親控除)

ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

【*5】(私立自宅外控除)

出願者が私立の学校に在籍し自宅外通学する場合に22,000円を控除します。

生計維持者について

生計維持者とは、生徒・学生の学費や生活費を負担する人であり、原則出願者の父母（父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。

生計維持者となる人の例

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・出願者自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	出願者の生活を支援する父又は母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※出願者と別居している父又は母から <u>日常的に金銭的支援を受けている場合は父母2名になります。</u>
2	父母が離婚後、再婚（事実婚含む）している	父又は母と再婚相手（2名）
IV 父母と死別又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援している親族（1名） ※支援している人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。
V 出願者が生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	出願者（1名） ※左記に該当する場合、父母にかかわらず、出願者（1名）が生計維持者となります。
2	出願者が結婚しており、出願者が納税手続きにおいて配偶者を扶養している	出願者（1名）

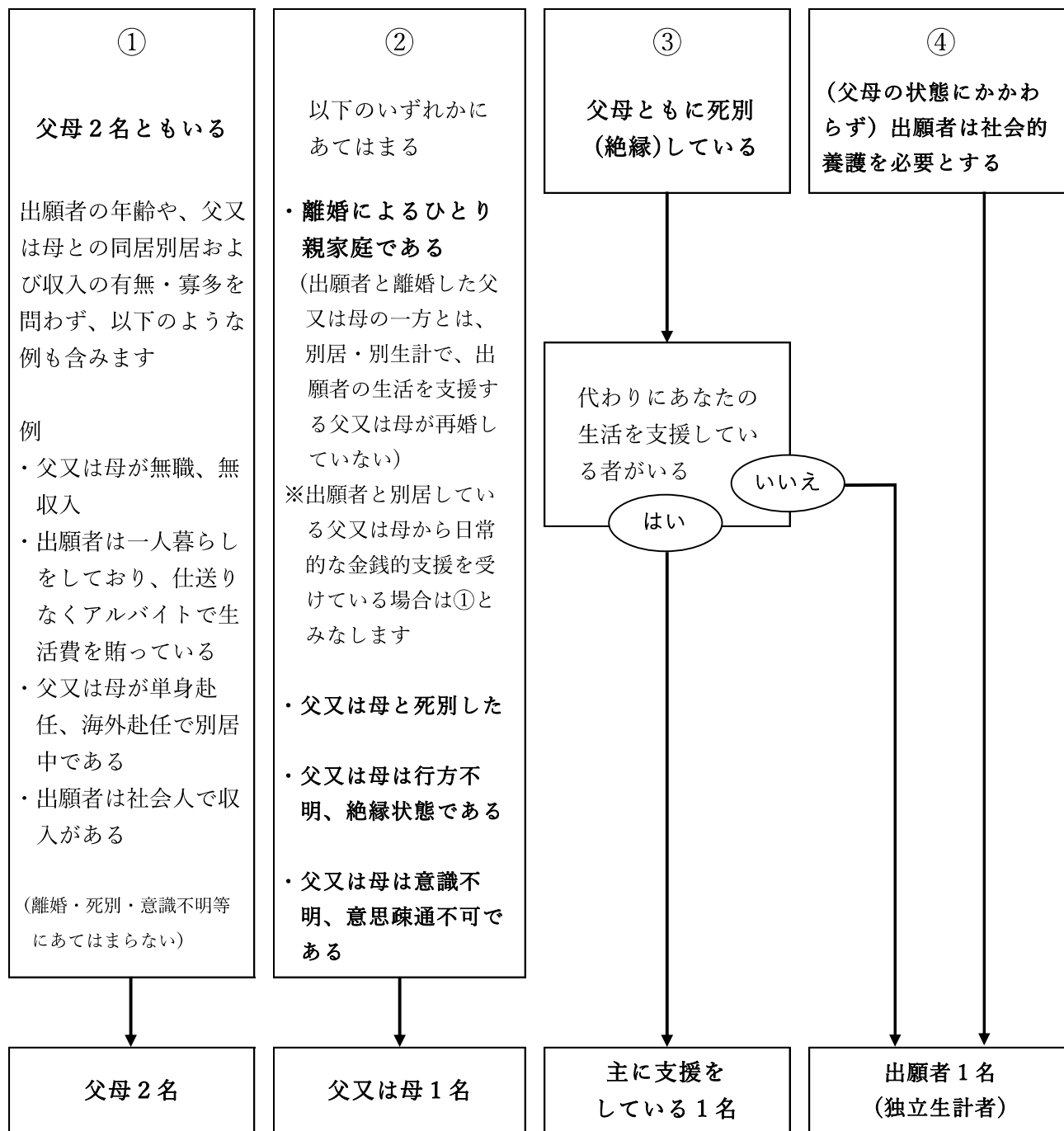
（注1）生計維持者は、無職（専業主婦(夫)）や扶養されている場合も含め、課税証明書を提出する必要があります。

（注2）事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

【生計維持者確認チャート】

出願者の生計維持者が誰になるのか、確認することができます。

出願者の父・母はどのような状況ですか。①～④の中から選んでください。



※出願者が結婚している場合や子を扶養している場合、上記に当てはまらないケースがあります。奨学センターにお問い合わせください。

※上記ケースに当てはまらない方につきましては、奨学センターにお問い合わせください。

〒753-0072 山口市大手町2番18号 山口県教育会館内
公益財団法人 山口県ひとづくり財団 奨学センター
TEL (083) 933-4770 (平日 8:30~17:00)

課税証明書の提出が必要な生計維持者の方へ

山口県ひとづくり財団奨学金等の貸与を受けることができる者の採否を審査するためには、市町村民税課税証明書の「課税標準額」及び「調整控除の額」が必要となります。

市区町村によっては課税証明書に「課税標準額」、「調整控除の額」の記載がない場合がありますので、別途、「課税標準額」、「調整控除の額」が分かる書類の発行を依頼する必要があります。

つきましては、市役所等の窓口（又は郵送）で、課税証明書の発行を依頼される際は、必ず別添の書類を添えてご依頼ください。

○依頼時に添える書類

- ・ 市町村民税情報提供に関する協力依頼について
- ・ 山口県ひとづくり財団奨学金等に係る課税証明書（補足書）
（※ 生計維持者2名の方の課税証明書を
同時に依頼される場合は、2枚添付してください。）

（公財）山口県ひとづくり財団 奨学センター TEL 083-933-4770
--

令和7年(2025年)3月7日

市区町村税務担当課 御中

公益財団法人山口県ひとづくり財団
奨学センター

市町村民税情報提供に関する協力依頼について

山口県ひとづくり財団奨学金等の貸与を受けることができる者の採否を審査するにあたって、令和6年7月以降、市町村民税課税証明書等により「課税標準額」及び「調整控除の額(市町村民税相当分)」の確認が必要となりました。

つきましては、貴市区町村発行の課税証明書等に「課税標準額」及び「調整控除の額(市町村民税相当分)」の記載がない場合、別紙の「山口県ひとづくり財団奨学金等に係る課税証明書(補足書)」またはこれに代わる書類を、所定の課税証明書等とあわせて交付していただきますようお願いいたします。

なお、山口県内の市町には、山口県総合企画部市町課より「市町村民税情報提供に関する協力依頼について」(令和6年6月11日付け令6市町第256号)により協力依頼されていますので、御確認ください。

(公財)山口県ひとづくり財団 奨学センター TEL 083-933-4770
--

(氏名) _____様

山口県ひとづくり財団奨学金等に係る課税証明書（補足書）

山口県ひとづくり財団奨学金等の貸与に関して、その出願の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項については、下記のとおりです。

記

_____年度（_____年分）の所得等

● 課税所得額（課税標準額） _____円

(税額控除 内訳)

● 調整控除の額 _____円

※市町村民税相当分

日付 令和____年____月____日

市区町村名 _____

担当部局課名 _____

公印※省略可

(氏名) _____様

山口県ひとづくり財団奨学金等に係る課税証明書（補足書）

山口県ひとづくり財団奨学金等の貸与に関して、その出願の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項については、下記のとおりです。

記

_____年度（_____年分）の所得等

● 課税所得額（課税標準額） _____円

(税額控除 内訳)

● 調整控除の額 _____円

※市町村民税相当分

日付 令和____年____月____日

市区町村名 _____

担当部局課名 _____

公印※省略可

定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について

公益財団法人山口県ひとづくり財団では、山口県内への人口定住を促進するため、大学に在学し本財団の一般奨学金を受ける学生のうち、卒業後山口県内に定住する意思のある者に対して、定住促進奨学金を加算して貸与しています。

1 名 称

「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）」

2 概 要

大学（短期大学を含む。以下同じ）卒業後、山口県内の企業等へ就職し、山口県内に定住したいと考えている本財団奨学生に対して、一般奨学金貸与額に上乗せして貸与する奨学金です。

3 定住の定義

この定住促進奨学金に係る「定住」とは、大学卒業後に継続して5年以上山口県内に住所を有することをいいます。

4 貸与額

一般奨学金貸与月額に**定住促進奨学金貸与月額（20,000円）**を加えた金額

5 貸与条件

大学卒業後（上級学校へ進学し返還猶予した者は猶予満了後、以下同じ）、山口県内に定住する意思があることが条件です。また、定住確認のため、返還が始まる年から5年間（計6回）にわたり、毎年4月1日現在の住民票を提出していただくことになります。

6 返還期間及び返還期限

定住促進奨学金を含む奨学金の返還は、大学卒業後、6か月据え置いて始まり、貸与期間の4倍の期間と20年のいずれか長い方の期間内に全額返還してください。返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から残元金に対して**年5.0%の延滞利息**が生じます。

7 定住促進奨学金の利息の取扱い

定住の定義に該当する場合は、利息の支払いは必要ありません。5年未満で県外に転出する場合（県内に定住できない場合）は、定住促進奨学金として上乗せをして貸与した定住促進奨学金の返還未済額に対して**年3.0%の定住利息**の支払いが生じます。